

議会の傍聴人の取締に関する規則

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 130 条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴人の取締に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受付)

第 2 条 傍聴人は、氏名を受付に告げ、その指示された席に着かなければならない。

(数の制限)

第 3 条 議長は、傍聴人の数を制限することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは傍聴券を発行することができる。この場合、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

3 前項の傍聴券は、議長の命により書記がこれを附与する。

(傍聴の不許可)

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 凶器等を携帯する者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) 酩酊していると認められる者
- (4) その他議長が取締上必要あると認める者

(傍聴人の遵守すべき事項)

第 5 条 傍聴人は、静粛を旨として次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子又は外套の類を着用しないこと。
- (2) 喧騒にわたり、又は会議の妨害になる挙動をしないこと。
- (3) 言語、拍手その他の言動をもって議員の言動に対して賛否を表さないこと。
- (4) 議員席に入らないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第 6 条 傍聴人がこの規則に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、議長は、これに対して退場を命ずることができる。

(補足)

第 7 条 傍聴人は、全各条の外、係員の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。